



Title	講座担任者から見た憲法学説の諸相 ー日本憲法学史序説ー
Author(s)	高見, 勝利; TAKAMI, Katsutoshi
Citation	北大法学論集, 52(3), 1-38
Issue Date	2001-11-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15092
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(3)_p1-38.pdf



講座担任者から見た憲法学説の諸相

——日本憲法学史序説——

高見勝利

〈目次〉

はじめに

- 一 最初の憲法学者——末岡精一
- 二 初期の法律学校で憲法を講じた在野の巨人
(1) 合川正道

(2) 高田早苗

三 憲法講座の初代担任者——穂積八束

四 穂積憲法学批判の嚆矢——有賀長雄

五 穂積憲法学継承への期待と屈折——上杉慎吉

六 穂積憲法学を凌駕した二足草鞋の憲法学者——一木喜徳郎

七 立憲主義憲法学を確立した巨匠——美濃部達吉

八 明治憲法に殉じた憲法学者——清水澄

九 「かしわ手」憲法学——笈克彦

一〇 京都学派の系譜

(1) 井上密

(2) 織田萬

(3) 井上・織田の学風

(4) 市村光恵

(5) 佐々木惣一

(6) 佐藤丑次郎

一一 一九一八年の大学令と憲法講座の拡大

一二 私学における憲法学の雄

(1) 早稲田の杜のミネルバ——副島義一と中野登美雄

(2) 三田山上に輝く綺羅星——浅井清

(3) 京の都の鬼才——中島重と田畑忍

一三 嵐のなかの憲法学——宮沢俊義の栄光と悲惨

一四 憲法解釈学の新たな展開——芦部信喜が目指したもの

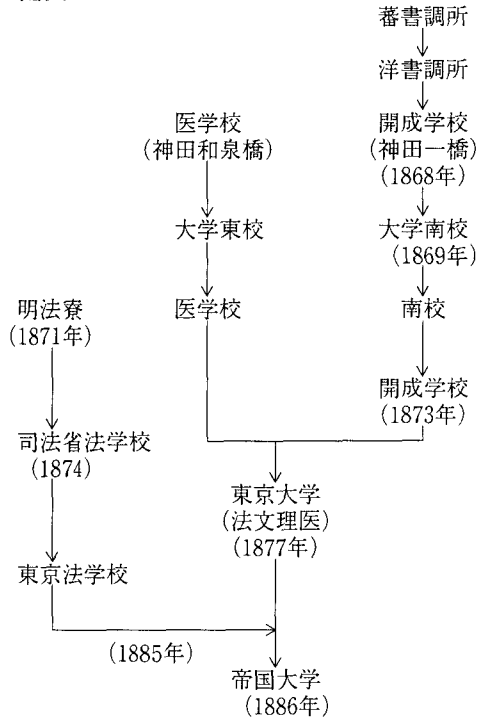
むすびに代えて

日本の憲法学を担う最初の人材を輩出したのは、一八七七（明治一〇）年に創設された東京大学文学部であった。同年、東京大学に法学部も創設されたのに、どうして、法学部ではなく、文学部からその人材が出たのか。はっきりした理由は分からないが、明治憲法が公布される一〇年以上も前のことであり（八九年公布、九〇年施行）、憲法を研究し、大学でそれを体系的に教えるなどといったことは、まったく考えられていなかった時代のことである。たまたま、法学部ではなく、文学部に、憲法に興味を持つ優秀な学生が在籍していたということかも知れないが、そうとも断言することはできない。と言うのは、ほとんど例外なしに、草創期の憲法学者が文学部出身だからである。そうなのは、当時の学部のカリキュラムが影響していたとも考えられる。そこで、当時の法学部と文学部の授業科目を眺めてみよう。

当時の東京大学は、英語による教育が行われており、法学部ではイギリスの民・刑事法、手続法の教育が中心であった。⁽¹⁾ もちろん、カリキュラムのなかには、「英吉利国憲」といった憲法科目もあったが、なにもぶんに、憲法典が制定されるに至っていないかった当時では、なぜイギリス憲法を学ぶ必要があるのか、おそらく、教師も、その理由を説明することができなかつたに違いない。いや、法学部で、憲法に限らず、どうして、イギリスの法と制度が教えられ、学ばなければならないのか、教師も学生も、ともに、自ら、十分納得のゆく説明ができなかつたのではなからうか。

若者が大学で法律学を学ぼうとする一番はつきりした動機としては、将来、裁判官や検事もしくは弁護士といった法曹になるというのが、今も昔も変わらないであろう。そうした若者を育てる機関は、東京大学が創設される数年前からすでに、本格的な活動を開始していた。一八七四（明治七）年、当時の司法省が法曹養成機関として設置した法学学校がそれであり、そこでは、有名なボアソナード（パリ大学教授）を招いてフランス式の本格的な法学教育が行われていた。⁽²⁾

図表



ので、その講義内容は、フランス法を中心としたものであった。では、なぜ、フランス法なのか。ここでも、納得のゆく説明をできる者は、いなかっただけである。ただ、法学校は、法曹養成という明確な目的で設置され、人材の育成が行われたので、東京大学法学部のように、さほど目的の明確でなかった教育と比べて、その成果において、顕著な差異が生じたことは言うまでもない（なお、明治初期の東京大学および司法省法学校の制度変遷について、別掲「図表」参照）。

また、明治一〇年代、東京では、私立の法律学校が次々と設立された。当時、それらは、五大法律学校とも呼ばれた。

この司法省法学校の目的は、はっきりしている。それは、幕末に徳川幕府が結んだ不平等条約を解消し、国際社会において、一人前の独立国家として認められるために、西欧の文明国なみの法制度、とくに、近代的裁判制度を整える必要があったからである。裁判制度を導入し、整備するためには、もちろん、それを動かす人材の育成が不可欠である。司法省法学校には、当時、選りすぐりの青年が集められ、法曹に必要な民事法・刑事法や手続法の講義がフランス語で施された。⁽³⁾ 当時は、憲法と同様、民法・刑法・訴訟法なども、もちろん、制定されていなかった

明治初期の法学塾および私立法律学校
 (*は五大法律学校)

1875年	法学舎 (元田直)
1877年	講法学舎 (大井憲太郎)
	明法学舎 (大井憲太郎)
1878年	茂松法学舎 (茂手木慶信)
1879年	*東京法学舎 (薩埵正邦他)
	↓
	東京法学校 (1883年)
	↓
	和仏法律学校 (1899年)
	東京攻法館
	至明館法律学校
1880年	*専修学校
1881年	*明治法律学校
1882年	*東京専門学校
1884年	獨逸協會学校法律科
1886年	*英吉利法律学校
	↓
	東京法学院 (1889年)
1886年	関西法律学校
1890年	慶応義塾大学部法科
	日本法律学校
1891年	同志社法政学校

の教師や卒業生を招いて、法学教育を実施した。したがって、これらの学校からも、当初、憲法学者は育たなかった。日本の憲法学を担う人材を最初に輩出したのは、冒頭で述べたように、一八七七年、東京大学に設置された文学部であった。法学部ではなく、文学部から憲法学者が育ったのは、当時の文学部で、哲学や史学・文学のほかに、政治学・理財学(経済学)が講じられていたことと関係があるように思われる。この文学部で、政治学と理財学・社会学・哲学・歴史などを中心にした学生の中から、初期の憲法学者が輩出されているからである。

一 最初の憲法学者——末岡精一

東京法学社(一八七九年創立、後に東京法学校、和仏法律学校、現在の法政大学)、専修学校(一八八〇年創立、現在の専修大学)、明治法律学校(一八八一年創立、現在の明治大学)、東京専門学校(一八八二年創立、現在の早稲田大学)、英吉利法律学校(一八八六年創立、現在の中央大学)がそれである(なお、別掲「明治初期の法学塾および私立法律学校」参照)。これらの学校は、法曹の一角を占める弁護士養成が目的であり、主として、東京大学法学部と司法省法学校

わが国における最初の憲法学者は、一八八一（明治一四）年、東京大学文学部を卒業した末岡精一（一八五五—一八九四）である。末岡は、一八五五（安政二）年、長州（山口県）に生れ、一七才のとき東京に出て英学を学び、七五（明治八）年、東京開成学校に入る。そして、七七年、この開成学校が東京大学に改組され、法・文・理の三学部が創設されたのに伴って、文学部一年級に編入された。末岡は、文学部で、理財学と哲学を修め、八一年に文学士となる。同級生の間で「秀才」の誉れが高かった末岡は、卒業と同時に、文学部兼法学部の准講師を命じられた。

末岡が大学を卒業した明治一〇年代の半ばというのは、法学教育の分野では、それまでの司法省法学校を中心としたフランス法教育、開成学校⇨東京大学法学部のイギリス法教育から、ドイツ法に目をむけ、その撰取に転換する時期であった。この転換を象徴的に示したのが、八二年に行われた学課課程の改正、すなわち、英吉利国憲が廃止されて、新たに国法学が設けられたことである。文学部でも、同様に、八一年から、外国語の履修に関して、それまで、英語のほかに、フランス語またはドイツ語を兼修させていたのを改めて、兼修すべき外国語をドイツ語に限定し、また、八二年の改正で、新たに国法学が加えられている。

この国法学の講座を最初に担当したのは、一八八二（明治一五）年、ドイツから招かれて来日したお雇い外人カール・ラートゲンであった。彼の講義は翌八三年から開始されたが、英語を使用し、試験の答案も英語で書かせたと伝えられている。これは、明治初期における英学教育の強さを示すものである。彼の国法学講義は、ドイツ・イギリスの憲法を中心に、その他、欧州各国の憲法もを参考にしながら、ひろく国家ないし憲法、行政法の原理・原則を説くものであった。

ラートゲンが、東京大学で国法学——それは、わが国における最初の憲法講義と言えるものであるが——を教えるために来日したのと、ちょうど入れ替わるように、ドイツ・オーストリアに旅立ったのが末岡であった。末岡の留学は、

一八八二年三月、憲法調査のために、伊藤博文が勅命（天皇の命令）を帯びて欧州に派遣されたことと密接に係している。すなわち、伊藤のドイツ・オーストリア巡察と並行して、政府は、末岡ら優秀な青年を特派し、ドイツ国法学の研究に従事させたのである。末岡は、ベルリンとウィーンの各大学で国法学を修めるとともに、イギリス・フランス・イタリア・ベルギーにも足をのばして見聞を広め、一八八六（明治一九）年に帰国した。

末岡の帰国した年、東京大学は、森有礼の大学令により、帝国大学に改組され、法・文・理・医の各分科大学をもって構成されることになった。そして、このとき、それまで、文学部に置かれていた政治学・理財学は法科大学に移された。末岡は、帰朝後、ほどなくして、この改組された帝国大学法科大学の教授となり、ラートゲンの後を受けて、国法学を担当することになった。

末岡は、身体が丈夫でなく、一八九四（明治二七）年、三九歳で病死している。彼が、法科大学でどのような内容の講義を行ったかについては、彼の没後に編まれた遺稿集『比較国法学』から、その一端を知ることができる。そこから、英米仏独の諸憲法を丹念にフォロワーしながら、比較検討を試みた様子がかがうことができる。

法科大学における末岡の面影を伝えるものに、一八九二年に入学した小野塚喜平次（一八七一―一九四四、政治学者・東京帝国大学総長）の次のような証言がある。

「その頃の法科大学は、何といってもドイツ法学の独壇場の観があり、また、優れた教授もこの方面に多くおられたのです。しかし、思想的には概して保守的官僚的のようでありました。ただ、当時比較国法学を担当していられた教授に、末岡精一といわれる先生がおりまして、立憲主義・進歩主義を懐抱されておりました。先生は惜しくも私の学生時代に病没せられましたが、長州の出身にもかかわらず、政治的野心のない、極めて純粹な学者的風格を具えた方であられました。先生の講義は私のよく共鳴した所であって、末岡先生の説を借用して、穂積八束先生を困らせたりしたこと

説
なども思い出されます。」

論
（ここに登場する穂積八束は、末岡が法科大学の国法学を担当したのに対して、その憲法講座を担った最初の人物である。）⁶⁾

二 初期の法律学校で憲法を講じた在野の巨人

(1) 合川正道

合川は、一八五九（安政六）年、江戸に生まれる（一八九四年没）。末岡より四つ年下である。本姓は森田であるが、美濃竹中藩士合川東一郎の養子となり、合川姓を名乗る。一八七二（明治五）年、神戸に出て、神戸洋学校に入り、英学を修める。翌七三年には、大阪に移り、英学校に入り、二年の間、修業を積み、七五年に上京、末岡と同じ東京開成学校に入り、七七年、新たに改組して作られた東京大学法学部に進み、英法教育を受けた後、一八八一年に卒業し、学士の学位を受ける。大学卒業後、元老院御用掛となり、八六年には同書記官となる。八八年、帝室制度取調掛を経て、法制局参事官となったが、翌八九年に官途を辞し、代言人となる。そして、代言業務のかたわら、私立の法律学校の講師となり、英法系の英吉利法律学校をはじめとして、専修学校、更には、仏法系の東京法学院においても憲法を講じている。また、九一年、「前垂掛教育」に対する教師・学生の不満に端を発した矢野（次郎）校長排斥事件を機に一掃された商法講習所以来の教授陣に代わって、梅健次郎・岡野敬次郎とともに、高等商業学校（一橋大学の前身）に招かれている。もつとも、合川は、翌九二年には、すでに、高等商業学校教授の職を辞してところから、その教授生活はさわ

めて短期間に終わった。そして、九四年には、あたかも末岡のあとを追うかのように、三五歳の若さで世を去った。合川の著した「憲法要義」「德義憲法論」等は、東京大学で身につけた英法、英国憲政の知識を基礎とするものである。しかし、その憲法論は、後のアカデミズム憲法学には殆ど影響を与えなかったといえよう。⁽⁷⁾

末岡が東京大学文学部を卒業した翌一八八二(明治一五)年には、同じ文学部から、二人の優れた学徒が巣立っている。高田早苗と有賀長雄(四参照)の二人である。

(2) 高田早苗

高田は、合川が生まれた翌一八六〇(万延元)年、江戸深川の商家に生まれる(一九三八年没)。神田共立学校で、英語の手ほどきを受けた後、七五(明治八)年、東京英語学校に入り、翌七六年には東京開成学校に進学する。高田は、ここで、大阪英語学校から来た有賀長雄と一緒にいる。そして、七八年、東京大学文学部に進み(東京開成学校は、高田が入って間もなく、予備門二年、大学部四年からなる東京大学に改組されたから、高田の場合には、予備門から大学部への進学であった)、八二年に卒業し、東京専門学校設立に参加、学校設立後、専務教員として、英国憲法、英国憲法史、代議政体論など、文学部で培ったイギリス憲政(史)の素養をもとに、講義を行っている(もつとも、草創期の東京専門学校における高田の授業担当は、多種多彩で、イギリス憲法関係の講義にとどまらず、租税論や貨幣論、さらには英文学をも講じ、また、シェイクスピア劇の講読も行ったとも伝えられている)⁽⁸⁾。

三 憲法講座の初代担当者——穂積八束

穂積は、一八六〇（万延元）年に宇和島で生まれた（一九二二年没）。穂積家は、宇和島藩において、代々、国学を講ずる家柄であった。すぐ上の兄・陳重（一八五六―一九二六）は、宇和島藩から貢進生（明治初年、各藩から選ばれ、上京した俊英）に選拔され、一八七一年、開成学校の前身である大学南校に入学し、七六年、文部省留学生として、イギリスに渡り、二年半後に、さらに、ベルリンに移って修学し、八一年に帰国後、東京大学法学部教授となり、英法・法学通論・法理学を教えた。穂積八束も、また、この兄の後を追うかのように、一八七三年上京し、共立学校、東京英語学校に在籍した後、大学予備門（開成学校の後進）に入り、そして、七九年には、東京大学文学部に進学する。穂積が、ここで、オースチン派の分析法（法を主権者の命令とする法実証主義を基礎とする学派）を説くヘンリー・テリーに接したことが、後に、ドイツ留学中、ラーバント（後述）の学説に共鳴する素地をつくった。穂積は、東京大学在学中、政府系の『東京日日新聞』に、六篇、二万五〇〇〇字に及ぶ主権論を寄せ、民権論者と筆鋒を交えたことでも有名である。

一八八三（明治一六）年、東京大学を卒業した穂積は、政治学研究生として大学にとどまり、翌八四年、四年半に及ぶドイツ留学に旅立つことになる。この留学に先だって、伊藤博文・井上毅ら明治憲法の起草者は、穂積に対して、種々の助言を与えたと伝えられている。

ドイツでは、留学の大半をシュトラスブルクのラーバントのもとで過ごしている。ラーバントは、一九世紀ドイツ国法学の泰斗であり、法実証主義国法学の完成者である。穂積は、このラーバントに傾倒し、彼を師と仰いだ。一八八九年の帰国直後に発布された「大日本帝国憲法」について書いた論文「帝国憲法ノ法理」には、「余ハ……ラバントノ研究法等ヲ採用シテ我憲法理ヲ講述セリ」と記されている。穂積は、そのなかで、「天皇即国家」であり、天皇は憲法に拘束されるものではないとの主張を展開したのであるが、これが有賀長雄（後述）の目にとまり、彼の批判（「穂

積八東君帝國憲法ノ法理ヲ誤ル」を受けることになるのである。

穂積は、八九年に留學から帰國したのであるが、前述のごとく、八六年に東京大學は改組されて帝國大學となり、穂積の在籍した文學部政治學科は法科大學に吸収されていた。穂積は、この法科大學教授となり、爾來、肋膜炎に倒れて病に臥すまで、二〇余年間、帝國大學で憲法を講じたのである。

穂積の憲法講義の様子について、松本丞治（一八七七—一九五四、商法學者・第二次大戰後、幣原内閣の國務大臣として憲法改正問題を担当）は、次のように語っている。

「法科大學入學後、まず度肝を抜かれたのは、憲法教授の穂積八東先生であつた。二九番教室の大講堂前まで、馬を乗り付けられたあご髯のある、瘦せ形の青白い顔色の教授が先生であつて、教壇に泰然と構えて、筆記のできる程度に緩くりと講義をされた。その講義は、すなわちいわゆる穂積憲法であつて、一言にしていえば、天皇即主權者、即國家というのであるが、その論法は鋭利、論理は精明で、毫も異説をいれないものがある。われわれ學生は、只平伏盲従するのみであつた。」

こうして、穂積は、憲法制定直後から明治末期までの二〇年間、法科大學の教壇に君臨して憲法學を講じたのであるが、「天皇即國家」を説く彼の學說は、当時の秀才學生の間では、批判的に受け取られた。とくに學生の間で、穂積が権力におもねる「曲學阿世ノ徒」と非難されていたことは、彼の後継者である上杉慎吉すら、その學生時代に、穂積をそののしつていたことから明らかである。法科大學において、學生から穂積がそうした批判ないし非難を受けるにあつては、穂積と並行して、一八九四年まで國法學を講じた前述の末岡、そして、末岡なきあと、國法學の講義を担当した一木喜徳郎の存在を看過することができないのである。⁽⁹⁾

四 穂積憲法学批判の嚆矢——有賀長雄

有賀は、穂積と同じ一八六〇年、江戸に生まれた（一九二二年没）。

七六年、大阪英語学校から大学予備門に入り、東京大学文学部を八二年に卒業している。有賀は、東京大学在学中から頭角を現し、二年先輩の岡倉寛三（天心）とともに、米人教師フェノロサに認められ、彼の薫陶を受けた。卒業の頃より、ドイツ思想に傾倒し、卒業後、大学校編輯掛となつて日本社会史の編纂に従事し、また、準教授となつて歴史を教授するかたわら、ドイツ国家学の紹介も行つてゐる。八四年、元老院書記官に転じ、八六年にはドイツ・オーストリアに一年間の遊学を試み、帰国後、枢密院書記官（八七年）、農商務省特許局長（九二年）にもなつたが、程なくして辞職した。しかし、日清戦争の際には、軍の法律顧問として従軍し、九五年、再び渡欧してパリに遊び、かの地において、「日清戦後に於ける国際公法」と題するフランス語の著作をまとめている。翌九六年帰国してからは、陸軍大学校や海軍経理学校で国際法を講じ、また、その頃から、明治法律学校や東京専門学校で、憲法・国法学を講じている。

有賀の憲法論は、ドイツ国法学を基礎とするものであるが、有賀が憲法発布直後、高田早苗の主筆する『憲法雑誌』において試みた上述の穂積批判（「穂積八東君帝國憲法ノ法理ヲ誤ル」）は、後の美濃部・上杉論争に継承される最初の憲法論争として、憲法学史の上、きわめて重要な意義をもつものである。⁽¹⁰⁾

五 穂積憲法学継承への期待と屈折——上杉慎吉

上杉は、一八七八（明治一一）年、福井の生まれである（一九二九年没）。医者の家系であり、父も医者で、武生、輪

島、金沢と、上杉が幼少の頃、転々としている。一八八三年、輪島の小学校に入った頃、上杉は、登校を拒否して両親を困らせたり、試験の際、教師の質問に対して「我関せず」の態度をとり、教師も持て余した、と伝えられている。父の転勤で、金沢に移り、そこで小学校を終え、半年ばかり私立の中学校に在籍した後、七年制の第四高等学校補充科に入る。一八九八年、第四高等学校を終えた上杉は、東京帝国大学法科大学に進み、一九〇三年、政治学科を卒業した。卒業が遅れたのは、大学入学後、まもなく腸チフスに罹り、休学したためであった。また、上杉は、毎日、吉原から試験場に通い、優等で大学を卒業したというので、後進学生の「崇拜的」となったとも伝えられている。

穂積は、在学中から、上杉に後継者としての期待をかける。上杉は、これに対して、二言目には穂積を罵り、面罵するという生意気で、すこぶる傲慢な態度をとったと語り伝えられているが、しかし、穂積の推薦で、卒業後、直ちに助教授となる。そして、一九〇六年からは、ドイツに留学し、〇九年に帰国、翌一〇年から憲法講座を分担し、一二年に教授となり、穂積が退いた後の憲法講座の担任者となる。

穂積が病気で倒れ、上杉が急遽、穂積に代わって教壇に立ったときの様子を、海野晋吉（弁護士）は次のように語っている。

「二年級の時分に穂積八束先生が憲法の講義をされました。先生は教壇へ立ったことがいつべんもありません。必ず腰かけて、しかもおおむね和服で来られたと思います。ところが先生は二期になるときに突然亡くなりました。そのあとを上杉慎吉先生が講義をされました。これはいうまでもなく極端な国家主義の講義でありました。しかも当時まだあまりこなれていなくて、ずいぶん苦勞して一学期間だけ講義されたような感じでした。私は上杉先生に、『衆議院、貴族院の議事において可否同数なるときは議長のところによる』という条文があるが、それがために議長は自己の表決権を失うものですか、という質問をしたことがあります。先生、そのときに答えることができませんでした。そ

の次の週に講義されるまでに調べてこられましたが、ほんとうに表決権を失うのか、あるいは二重に表決権と裁決権とがあるという意味か、はなはだ不明でとうとう解決がつかずに終わった記憶を持つております。⁽¹⁾

六 穂積憲法学を凌駕した二足草鞋の憲法学者——一木喜徳郎

一木は、一八六七（慶応三）年遠州掛川の豪農岡田家の次男として生まれる（一九四四年没）。長男は、三歳年上の良平である。喜徳郎は、七三年、一木家の養子となつてゐる。一木は、子どものときから「神童」ぶりを發揮し、七九年、兄良平が上京して大学予備門に入学したのになつてゐて、一木もまた、八一年に上京し、良平の在籍する大学予備門の受験に備えた。一木は、その準備のために、神田・駿河台の成立学舎に入るが、そこは学生の内職場所で、教師には、当時学生の有賀長雄もいた。このとき、一木は、良平の進言で、二級編入試験（三級が最下級）を受け、合格したので、良平と同級生となつた。

こうして兄弟一緒に大学予備門の二級に在籍することになつたが、八三年、進学の際、一木は哲学に興味をもち、哲学を専攻しようとしたのであるが、良平も哲学に行くことであつたので、政治学専攻に変え、同じ文学部に進んだ。一木は、在学中、新たに設けられた行政学の講義を金子堅太郎から聴き、興味を覚えている。八六年、彼の在籍する政治学科は、法科大学に編入された。翌八七年、大学を卒業した一木は、研究者として大学に残る途もあつたが、行政実務家になることに志を決め、金子の斡旋により内務省に入った。

内務省で、一木は、お雇い外人モッセが起草し、一八八八年に公布された市町村制の実施にたずさわる。この新しい制度の運用上生ずる種々の疑義について、モッセの意見を聞き、それを翻訳して上司に伝えるというのが一木の仕事で

あつた。こうした仕事を二年余り続けるうちに、一木は、「日本の法律を施行するに当たつて、細大もらさず外国人の判断を仰ぐとは如何にも不甲斐ない次第だ。もし自ら外遊して勉強したならば、外国人の力を借りずに判断できる域に達するであろう」と考え、洋行の決意を固めるに至る。そして、九〇年、内務省を休職し、東京の家をたたみ、妻子を郷里に帰して、単身、私費で横浜からドイツ留学に旅立つ。ドイツでは、まずベルリン大学でギールケの講義を聴く。一木は、彼の講義について、「至極判りよい講義振りで、我々独逸語の未熟な者にもよく判り、感服する。ベルリンには、八ヶ月滞在したが、ギールケの講義以外は、下宿にこもつて読書に耽つている。次で、ハーレ大学に転じ、そこで大学の講義を聴講する傍ら、各種の書物を集めて筆を執り、一年かけて『日本法令予算論』を書き上げ、良平のもとに送り、出版してもらう。一木は、その後、ライプチヒに移り、九三年早春、帰国し、内務省に復職する。

三年間の留学から帰つて来た当初、一木は、ドイツで学んだ研究が行政実務に役立つ様な気がして、仕事に夢中になつたが、そのうち、研究の不十分さに気づくようになり、「学者になりたい」と考えるようになる。そして、さらには、「元來、大学に残つた方が自分としては正しい途ではなかつたか」と思い詰めるようになる。こうして、彼は、「是非、教壇の人になりたい」と決心するに至り、浜尾新帝國大学総長に相談を持ちかける。そこで、学習院との間で話しが出来かかつたが、条件が折り合はず、立ち消えとなつた。そうこうするうちに、末岡が病死し、その後任として大学から話しがあり、九四年から法科大学教授となり、国法学と行政法の講義を担当することになる（内務省は兼任）。一木、二十七歳のときであつた。一木は、その後、一九〇六年に大学教授を退き講師となり、そして、二年後、講師も辞して内務次官となるまで、法科大学において、国法学と行政法を講じ、穂積憲法学とは対照的な国家法人説を説いたのであつた。美濃部達吉（後述）は、一木の最初の講義を聴いた学生である。美濃部は、そのときの一木の印象を、次のように述懐している。

「私が大学に入學したのは、明治二七（一八九四）年であつたが、其の前同じ年に従来国法学の講座を担当して居られた末岡教授が亡くなられたので、其の後を承けて、当時まだ二八才（数え年）の青年で、最近ドイツから帰朝せられたばかりの一本先生が、新たに大学教授に任せられ、国法学の講義を受け持たることとなり、私等のクラスは其の第一回の学生であつた。其の講義は、始めて教授となられての最初の講義であつたから、勿論十分に練熟したものではなく、瑕瑾も少なくなかつたことと思うが、しかし、其の該博な引照と精緻な論理とは我々学生の心を魅するに十分であつた。之より先き先生はドイツ在留中にすでに『日本法令予算論』の著を公にせられており、それが学界に知られて、先生の大学教授に任命せらるる機縁を作つたのであるが、私はそれを幾度か熟読し、其の鋭い筆鋒に深い敬意を捧げて居たので、一層先生の講義に感激を覚ゆることが深かつた。恐らくは三年間の大学在学中に、私の聞いた多くの講義の中で、最も大なる影響を私に与えたものは、此の新進の青年学者の講義であつたことと思う。」

一本は、留学中執筆した『日本法令予算論』以外にまとまつた著書を著していないが、法科大学で行つた国法学および行政法の講義草稿や多数の講義録が残されている。そうしたものから推察する限り、当時のドイツ国法学説に密着した理路整然とした講義が行われたものと思われ⁽¹²⁾る。

七 立憲主義憲法学を確立した巨匠——美濃部達吉

美濃部は、一八七三（明治六）年、兵庫県の高砂に生まれる（一九四八年没）。父親は漢方医であつたが、「あまりはやらす、町内の子供達に習字や漢字を教えて、主としてその月謝で暮らしていた」ので、暮らし向きは豊かではなかつた。母親は、「並々ならぬ知識と教養を持ち」、夫の代わりに「患者を診たり、書や漢書を教えたりした」なかなかの賢夫人

であった。三歳上の兄・俊吉もまた、東京に出て帝国大学に学び、農商務省の役人となり、後に、拓銀、朝鮮銀行等の總裁をも務めている。美濃部は、一八八八年、兄・俊吉の後を追って上京し、第一高等中学校予科に入る。そして、四年、帝国大学法科大学に進学し、政治学科に在籍する。一、二年のときの成績はトップで、最終三年のときは二番であった（一番は、美濃部の妹と結婚した南新吾である）。また、卒業のときに受験した高等文官試験行政科の試験成績も二番であった。

一八九七年、大学を卒業した美濃部は、内務省に入り、奇しくも一〇年前、一木が就職して配属された縣治局勤めとなる。もつとも、美濃部は、卒業後の進路として、大学院を希望し、学問の途に進みたかったが、しかし、在学中、農商務省に勤めていた兄の俊吉から生活援助を受けていたので、卒業後、直ちに自活の途を講じなければならず、しかも、当時の大学には、まだ、有給の助手制度や大学院の給費学生制度などもなかったからである。こうして、内務省に勤めるようになったものの、美濃部は、どうしても役人生活にはなじめず、学究生活へのあこがれはつるばかりであった。ちようど、そのとき、一木から、今、大学で比較法制史の講座を担任する候補者を探しているが、「若し大学院に入つて比較法制史を研究する気が有らば、其の候補者に推薦してもよいという話が有つた」。美濃部は、この誘いに乗り、一木の推薦で大学院に入学することになった。もつとも、美濃部は、欧州留学まで、内務省試補という名目で、内務省から手当を受けている。

一八九九年、美濃部は、比較法制史研究の名目で、欧州に、三年間の留学の旅に出る。美濃部自身の語るところによれば、「三年間の在欧中は、かなり一所懸命になって、ドイツ、フランス及びイギリスの法律歴史を勉強し、……ともかくも、知名の先進学者の著述について、一通りの智識を取得することに努めた」のであった。

一九〇二年、美濃部は帰国すると同時に、法科大学教授となり、比較法制史の講座を担当することになる。そして、

翌一九〇三年、一木夫妻の媒酌で、文部大臣菊池大麓の三女民子と結婚している。また、この年の秋から東京高等商業学校（一九二〇年に東京商科大学に昇格）教授を兼任し、三四年の東京帝国大学退官まで、憲法・行政法を担当している。美濃部が、東大で憲法の講義を担当ようになるのは、一九二〇（大正九）年の講座増設で憲法第二講座が設けられた後のことであるから（一一参照）、明治末から大正の初めにかけて上杉慎吉との間で行われた、いわゆる機関説論争の基礎となった彼の憲法理論は、神田・一橋における憲法講義で培ったものであった。

美濃部は、一九〇八年、一木が二足わらじの片方を脱いで、東大から完全に退いた後、行政法の講座を兼任するようになる。そして、一九一〇年、天稟の歴史家・中田薫が法制史研究に従事していた欧州留学から帰国したのを機に、美濃部は、行政法講座の専任となり、比較法制史講座は中田が受け持つことになった。こうして、美濃部は、公法に移り、そして、上述のごとく、二〇年からは、行政法講座とともに、憲法の講座をも兼任することになる。そして、一九二九年、上杉亡きあと、東大の憲法講座は美濃部の独壇場となるのである。

美濃部が、手ぶらで教室に現れ、素手で講義したことは余りにも有名な話である。清宮四郎は、次のように語っている。「大学で〔美濃部が〕私たちに講義されたさいには、いつも、書物やノートなど何も参照しないで、素手で、第何章第何節といったノートをとらせました。一回が二時間近く、しかも毎週三回もあつた講義をこのやりかたでおしとされたのですから、とても人わざとは思えませんでした。前の晩に準備したのだろうなどという者もありましたが、どんなに準備したからといって、それだけやれることではありません。」⁽¹³⁾

八 明治憲法に殉じた憲法学者——清水澄

清水は、一八六八（明治元）年、金沢に生まれる（一九四七年没）。八八年、第四高等中学校に入り、九一年帝國大學法科大学に進学し、九四年に卒業している。卒業後、内務省に入るが、九八年からは学習院教授となり、三年間、宮内省から派遣されてドイツ・フランスに留学する。一九〇一年の暮れに帰国した後、学習院で教授するかたわら、東京の各私立法律学校でも憲法を講じている。清水は、天皇中心の保守的な憲法論を説いた。

清水は、敗戦後、憲法講義を担当していた大学の教壇で、明治憲法の優秀さを説き、「この憲法体制の葬られることき事態の下では、もやは憲法を講義することはできぬ」と述べ、職を辞したとも伝えられているが、四七年九月、熱海の魚見崎海岸で投身自殺を遂げた。公職追放の通知を受け取った直後のことであった。清水の書簡には、新憲法が施行された五月三日付の「自決の辞」が遺されていた。そこには、国体の護持と天皇の健在を祈って自決すると認められていた。¹⁴⁾

九 「かしわ手」憲法学——寛克彦

寛は、一八七二（明治五）年、長野の生まれである（一九六一年没）。九四年、第一高等中学校を卒業し、帝國大學法科大学に進み、九七年に卒業する。美濃部達吉と同期の卒業であった。法律学科の卒業成績はトップであった。卒業後、直ちに大学院に入り、翌九八年、行政法研究のためドイツに留学する。一九〇三年、帰国と同時に、法科大学教授に任じられ、二年前から二講座となっていた行政法第二講座を担任する。寛は、東大以外にも、明治、國學院、海軍大、学校等でも、行政法・憲法を講じている。

寛は、研究室に神棚を設け、また、教室で「かしわ手」を打って「惟神」を説く講義をしたという逸話は、余りにも

有名である。寛の講義に列した宮沢俊義は、次のように語っている。

「先生は、行政法を教えたが、法理学の講義も『惟神』でした。『皇国行政法』という本があった。寛先生は官報なんかを無視していた。あとで憲法の講義をされたこともあるが、これも思いきり神権的だった。神権的……というより神官的だなどと悪口をいう人もいた。」

もつとも、寛の講義に感銘をうけ、寛を「永遠の師」と仰ぐ学生もいたことは、大学教育の懐の深さを考えるうえで重要なことである。その一人である賀屋興宣（大蔵官僚・政治家）は次のように語っている。

「大学で感銘を受けたのは、寛克彦教授の法理学講義である。寛教授は教室でかしわ手を打ったりするので奇人扱いするものもあったが、私はこの教授のおかげで、はじめて国家とか社会とか人生というものを思想的に理解することができた。いや思想以上気持ちのうえで、堅くいえば、全人格的にわかったような気がしてきた。そして寛先生の哲学に非常にひかれていった。講義の内容もほかの教授のような平板なものではなくきわめて熱のこもった、スケールの大きい、深い、かつ組織的なものであった。学問の神髄にふれるようなものがあつた。」

南原繁（政治学者・東大総長）もまた、明治の末期、寛の講義（国法学）から影響を受けたことを次のように述べている。

「もともと法学部は実証的・法解釈学的な講義が多いなかで、ほとんど唯一の哲学的な講義であつた。学界の反響も大きかつたし、学生にも人気があつた。また、先生は一高では工科であつた。だから製図の心得があるんだね。それで対立関係とか、融合関係とか、どんどん図にして書いてゆく。先生の全盛時代ですよ。私が卒業して数年後には、先生は神道へいつている。それから先生の学問は宗教と一緒になつたような形で、教室でもうやうやく拍手を打たれる。」

礼拝をされるという、われわれからみれば非常なドグマティズムになってしまわれるわけです。その意味では、私は先生の思想的発展についてゆくことはできなかつたけれども、私がフィロゾフィーレンすること、哲学そのものに興味をもつたのは寛先生の影響です。⁽¹⁵⁾

一〇 草創期の京都学派

一八九九（明治三二）年、京都帝国大学法科大学が創設され、憲法・国法学の二講座が開設された。井上密が憲法講座を担当し、同時に、国法学講座も兼担することになった。また、行政法講座の初代担任者は、織田萬であつた。

(1) 井上密

井上は、一八六七年、千葉の生まれであり一木と同年である（一九一六年没）。一八九二年、帝国大学法科大学を卒業し、さらに大学院に進んで憲法を専攻する。そして、東京専門学校、明治法律学校、日本法律学校（一八九〇年創立、現在の日本大学。はじめに別掲「**図表**」参照）等で、憲法・行政法・国法学を教えていたが、京都に新しく設立する帝国大学法科大学の教官候補者として、次に述べる織田萬とともに、一八九六年、欧州留学に旅立つ。

(2) 織田萬

織田は、一八六八年、佐賀の生まれである（一九四五年没）。八三年に上京し、翌八四年、司法省法学校の予科に入學、フランス語の初歩から教育を受ける。この学校は、八五年、文部省の所管に移され、東京法学校と改称、さらに、翌八六年には、帝国大学法科大学に吸収された。予科生の織田は、それに伴って、八五年には大学予備門に編入され、翌八六年からは第一高等中学校予科生となった。そして、八九年、帝国大学法科大学仏法科に進み、井上と同じ九二年、大学を卒業した。卒業後、更に、大学院に進み、穂積八束のもとで、公法の研究を開始した。織田は、九五年、私立の法律学校での講義をまとめた『日本行政法論』を著している。これは、織田がフランス行政法を摂取したうえで書き上げたものであるが、わが国で最初の日本行政法の体系書として評価されている。翌九六年、織田は、井上とともに、三年間の欧州留学に船出した。

(3) 井上・織田の学風

一八九九年に帰国した井上と織田は、直ちに、その秋から開設された京都帝国大学（これにより、それまでの帝国大学は東京帝国大学と改称）法科大学教授となり、井上は憲法と国法学の講座を、織田は行政法の講座を担任した。井上は、一九一三年、京都市長となり、休職を命ぜられるまで、憲法の講座を担任した。なお、休職中も、一九一五年まで、講師として憲法を講じている。

『京都帝国大学史』は、井上の学風を次のように伝えている。

「井上教授の憲法解釈の態度は、当時やうやく流行の国家法人説を独逸国家を説明するものにして直ちに事情を異にする我が邦の憲法解釈に適用すべきでないとし、我が肇国以来の国体と帝国憲法の規定の文言の表現様式とを固く尊重

し、それによつて理論を取捨選択するところに、その特徴が見出される。」

また、井上の講義を聴いた末川博は、次のように述べている。

「〔井上は〕開口一番『世にタンパンカンなるものがある』とやられたので、何のことかとあきれていると、『タンは胆力、パンは板、カンは羅漢の漢すなわち学を修める男のことである。板をかついで三条、四条の通りを歩むがゆえに、町の片側だけを見て京の町を見たりとする。学者、往々にしてこの愚におちいり、ものの一面を見て全局を見ることを知らない。学者を志す諸君は、活眼を開いて大局をつかまねばならない』と戒められた。もつとも、先生の講義は、条理整然たる形式論理に徹していたかわり、あまり面白くもおかしくもなかった。』」

織田は、一八九九年の法科大学開設以来、一九一一年まで行政法講座を、翌一二年、行政法講座が二つに分かれてからは第一講座を担当し、一九二一年からは常設国際司法裁判所の裁判官をも勤めた国際人である。そのリベラルな学風は、いわゆる京都学派の形成において、大きな役割を演じたと思われる。織田は、井上が国家法人説・機関学説を誤謬として排斥したのとは対照的に、機関学説をとり、一九三五年二月、美濃部達吉が自説（「天皇機関説」）について貴族院の壇上で一身上の弁明を行った際、拍手を送った数少ない議員のひとりであった。

(4) 市村光恵

市村は、一八七五年、高知の生まれである（一九二八年没）。地元の中学校を出て、第一高等学校に入り、さらに、東京帝国大学法科大学に進み、一九〇二年、独法科を卒業する。そして、卒業と同時に、京都帝国大学講師として上洛し、翌〇三年、助教授となる。〇六年から三年間、国法学研究のためにドイツとフランスに留学し、〇九年に帰国、直

ちに教授となつて、国法学を担当する。井上が京大を去つてからは、市村が憲法講座の担任となる（国法学も兼任）。市村は、前任者の井上と同様、京都市長となつて教壇を去る二七年まで大学で憲法学を講じた。

『京都帝国大学史』は、市村の憲法學上の業績を次のように説いている。

「教授は『ローマ法に拠つてローマ法の上に出づる』ためにローマ法理を研究しなければならぬと同様に、我が憲法學の蘊奥を究めるためには、母国たる英仏獨の學説をたづねなければならぬとし、当時獨逸に於て支配的な地位を獲得しつゝあるラーバント、イエリネク等の學説を遍く涉獵し、その法實証主義的方法とその中心テーゼたる國家法人説とを以て我が憲法の解釈を志した。法實証主義を体系的に輸入したのはおそらく教授を以て先達とするであろう。而してこの學風が、その後、わが憲法學界を風靡したことを思えば、教授の學界に及ぼした影響は大であつたといはざるを得ない。」⁽¹⁶⁾

(5) 佐々木惣一

佐々木は、一八七八年、鳥取に生まれる（一九六五年没）。一八九九年、第四高等学校を出て、開設されたばかりの京都帝国大学法科大学に進み、一九〇三年に卒業する。卒業後、講師として大学に残り、〇六年に助教となつた。そして、〇九年から二二年まで、行政法研究のため、ドイツ・フランス・イギリスに留学する。一三年教授となり、行政法の講義を担当する（二七年まで行政法第二講座、その後、三三年まで行政法第一講座）。佐々木は、市村が退官した二七年から憲法講座を兼任し、三三年に起こつた京大事件（滝川事件）により大学を去るまで、憲法を講じた（京大を辞めてからは、立命館で憲法を講じている）。磯崎辰五郎は、佐々木の學風・講義の様子を次のように語っている。

「先生が現行法の解釈をなす場合には、あくまでもその対象および方法を限定してこれをなし、その埒外に一歩もふみはずすことなきを期した。制度批判、立法政策、政治問題にも深い関心とすぐれた意見を有するのではあるが、それは説く限りではない、として、もっぱら解釈論を展開した。この態度は、ひとり著述の場合に限らず、教室における講義の時に、ここにしかじかの問題があるけれども、それは別論だ、として、ひたむきに本論を講じ進めるのが常であった。学生が先生に「ベツロン」というあだ名をつけたのは、そういうところからきている。」⁽¹⁷⁾

(6) 佐藤丑次郎

佐藤は、一八七七年、山形に生まれる（一九四〇年没）。一八九九年、第二高等学校から京都帝国大学法科大学に進み、一九〇三年に卒業する。佐々木と同じく、京大一期生である。卒業後、講師として大学に残り、〇六年には助教となる。〇八年から政治学研究のため、ドイツ・フランス・イギリスおよびアメリカに留学、一二年に帰国し、その年教授となり、政治学・政治史を担当する。そして、一九二〇年、佐藤は、東北帝国大学法文学部をつくるに当たり、学部創立委員長として仙台に赴き、二三年から、法文学部で憲法學講座を担当する（一九三九年に退官）。

一九二七年卒業の村教三は、佐藤の講義ぶりを次のように伝えている。

「佐藤先生は、学生から丑（ベコ）先生と愛称され、禿頭のでっぺんが尖り八字鬚の厳めしい顔で、正に憲法向きであった。教室では時に上杉憲法の神秘主義をくさし、時に市村憲法學はなかなかよく出来ている、これは酒の光り、恵みであるといつて、学生を笑わせた。佐藤先生は学部建設に忙しいので憲法の講義時間は常に二時間が三〇分に縮まった。最後の二〇分に入室して、遅くなって恐縮したような顔付きで、ノートを開いたところから講義をされた。二〇分

の時間が尽きて、次回の教授が教室に足を入れ遠慮して引返し、再度入室する頃漸く閉講するという風であった。大正一三（一九二四）年の晩秋、赤い顔をして酒気紛々として教壇に立ち、ろれつの廻らない舌で昨夜上杉慎吉君が来仙し徹夜して呑んだ、痛飲淋離、意気肚の如し、東西の憲法の握手ここになる、⁽¹⁸⁾ といって教壇でよろめかれた。これを見ていた学生一同大喜びでやんやと拍手喝采した。

一一 一九一八年の大学令と憲法講座の拡大

私立大学が、法制上、「大学」として公認されたのは、一九一八（大正七）年の大学令によってである。もとより、明治一〇年代の五大法律学校にみられるように、日本の法曹ないし法学教育において、私学は、最初から重要な役割を果たしていた。しかし、一九〇三（明治三六）年の専門学校令によって、法律学校は私立専門学校とはなったものの、法制上は、「大学」として位置づけられてはいなかった。大正デモクラシーのもとで、高等教育の大衆化がはかられ、その一環として、一八年の大学令によって、私立専門学校の大学昇格が実現するとともに、帝国大学も大幅に改組され、従来、研究（大学院）と教育（法科大学）とに分かれていた組織を学部一本化し、学部において研究・教育を行うものされた。その結果、東京と京都の帝国大学法科大学は法学部に名称変更された。そして、翌一九年には、東京帝国大学法学部の憲法講座が二講座となり、二〇年から、美濃部が憲法第二講座を担任するようになる（憲法第一講座は上杉が担任）。また、大正から昭和の初めにかけて、東北帝国大学（一九二三年）、九州帝国大学（一九二四年）、京城帝国大学（一九二六年）に、法文学部が設置され、それに伴って、憲法講座も一挙に拡大した。

東北の憲法講座は、法文学部創設委員であった京都の佐藤が担当した（一〇(6)参照）。九州の憲法講座には、東京か

ら、山之内一郎（一八九六―一九五九）が赴任した。山之内は、吉野作造の薦めで副手として東京帝国大学法学部の研究室に入り、後に助手となり、上杉のもとで憲法学を専攻した。しかし、上杉との間で学説上の不一致に苦しみ、美濃部の指導をも受けた。山之内は、同時に、ソビエト法の研究を志していた。美濃部が、法文学部長事務取扱として、九州に法文学部を創設したとき、山之内がその憲法講座を担当することになった。ところが、一九二七年、法学科のなかで人事問題にからむ内紛が発生し、六人の教授・助教授が休職となり、後に全員退官となった。山之内も、そのなかの一人に含まれていた。山之内の後任には、東北から、河村又介（一八九四―一九七九）が着任した。河村は、吉野の門下生で、東北では二四年から国家原論の講座を担当していたが、三二年、九州に移り、憲法講座を担当した（四七年、初代の最高裁判事となり、一六年余在任したが、その間、教回東大に出講し、国法学の講義を担当した）。京城の憲法行政法講座は、一九二二年、東京帝国大学法学部を卒業し、京城法専教授をしていた松岡修太郎（一八九六―一九八五）が、一九二六年から助教授となり担当した（二八年に教授）。京城には、その後、二七年に、美濃部門下の清宮四郎（一九九九―一九八〇）が助教授として赴任し（三〇年に教授）、四一年には、佐藤の後任として、東北の憲法講座に移った。同じ美濃部門下の鶴飼信成（一九〇六―八七）もまた、三二年、京城に講師として赴任し、三九年助教授のときアメリカに留学、四一年帰国して、京城に復職、四三年には教授となった（敗戦後は、四七年東京大学に新設された社会科学研究所教授）¹⁹⁾。

一一二 私学における憲法学の雄

明治一〇年代の五大法律学校以来、私学もまた、官学とならんで、日本における法学の発展に大きな貢献を果たして

きた。このことは、憲法学についても同様であり、天皇機関説事件が起こった一九三五年頃の私学の教壇を想起するだけでも、十分、その充実ぶりがわかる。たとえば、当時、早稲田では中野登美雄、慶応では浅井清、関西学院では中島重、同志社では田畑忍が教壇に、個性に満ちた鋭い憲法論を展開していた。

(1) 早稲田の杜のミネルバ——副島義一と中野登美雄

早稲田の憲法学の基礎を築いたのは、副島義一（一八六六—一九四七）である。副島は、一八九四年、帝国大学法科大学を卒業し、当時の東京専門学校（現慶応義塾）の講師となり、憲法・行政法を担当する。もともと、一説によれば、副島は、大学卒業後、数年間、自宅で研究に従事し、その傍ら、衆議院事務局嘱託として各国議会制度の比較調査を行っていたとも伝えられている。

副島は、一九〇二年、早稲田大学（この年、「早稲田大学」と改称）の留学生として、ドイツに赴き、ベルリン大学に在籍する。彼は、留学費用を極端に節約して用い、二年間の学資で五年間の留学を果たし、〇七年に帰国する。帰国後、教授となり、三二年、南京政府の顧問に就任するまで、早稲田をはじめ、東京市内の私立法律学校（一九二〇年の大学令により大学に昇格）において憲法を講じた。

この副島のもとから、中野登美雄（一八九一—一九四六）が育っている。中野は、一九一六年、政治経済学科を卒業後、副島のもとで国法学を専攻し、一八年に渡米して、シカゴ大学で語学等の研修を受けた後、翌一九年からジョンズ・ホプキンス大学に在学、ウイロビー教授のもとで学位論文を完成し、同大学出版部より公刊している。さらに、二二年には渡欧し、ハイデルベルグ大学およびソルボンヌ大学に遊んで、一三年に帰国、直ちに助教となり、翌二四年に教

授となつてゐる。一九三四年、『統帥権の獨立』が公刊されたとき、美濃部は、「世界的な唯一最高の權威」と絶賛する私信を中野に送つたと伝えられている。戦時体制が進行するにつれて、戦争協力的な言動が目立つようになり、四四年、総長となるが、戦後、公職追放となり、四六年、失意のうちに逝去した。⁽²⁰⁾

(2) 三田山上に輝く綺羅星——浅井清

浅井清（一八九五—一九七九）は、神戸一中から慶応に入り、一九一九年、法律学科を卒業、一度、社会に出たが、すぐに戻つて助手となり、二五年から二八年まで欧州に留学、帰国後、直ちに助教となり、翌二九年教授に昇進した。浅井は、美濃部に師事し、留学中、ケルゼンに学び、日本の公法学に純粹法学を導入する先駆者となつた。また、彼は、憲法史研究の分野でも卓越した才能を発揮し、『近代独逸憲法史』（二八年）、『明治立憲思想史における英国議會制度の影響』（三五年）など、現在まで読み継がれる多くの作品をものしている。なお、戦後、貴族院議員・臨時法制調査会委員として、憲法改正案の審議や憲法付属法令の起草に深くかわり、人事院初代総裁としても活躍した。⁽²¹⁾

(3) 京の都の鬼才——中島重と田畑忍

中島重（一八八八—一九四六）は、一九一六年、東京帝国大学法学部を卒業し、翌一七年、同志社大学教授に就任する。学生時代、美濃部の影響を強く受け、憲法研究を志す。同時に、東京本郷教会の牧師であつた海老名弾正の感化を受け、海老名が総長となつた同志社に赴く。そして、二九年、海老名総長の辞職に殉じ、自らも同志社を去り、関西学

説
院の教授となる。敗戦後、同志社に復帰するが、半年も経ずに逝去した。中島は、戦前・戦中の困難な時代に、国家論の思索を深め、多元的国家論の導入し、その展開を試みた。

田畑忍（一九〇二―一九九四）は、大正末期に、同志社で中島から憲法を学ぶ。一九二七年、卒業と同時に助手となり、政治学を専攻したが、二年後、中島が関西学院に移ったことから、教授会命令で、憲法専攻に転ずる。佐々木が主宰していた公法研究会に入り、佐々木の憲法学の影響を強く受けた憲法学を展開し、京都学派の形成に寄与した。⁽²²⁾

一一三 嵐のなかの憲法学——宮沢俊義の栄光と悲惨

美濃部は、一九三四年東京帝国大学を定年退官するが、翌三五年、天皇機関説事件が起こり、美濃部説は「国禁」となり、その主要著作は発売禁止処分に付された。これにより、大学における憲法の研究・教育の自由は、致命的な打撃を受けることになる。

美濃部の憲法講座を引き継いだのは、宮沢俊義（一八九九―一九七六）であった。そこで、美濃部学説を糾弾した政治勢力は、次の標的を宮沢に定め、その憲法学説のなから、美濃部的なものを嗅ぎ出そうとした。しかし、その試みは、徒勞に終わる。美濃部の後継者とはいえ、宮沢は、美濃部説を根底から批判し、それを超えたところに自らの憲法学を築こうと試み、また、実際に構築したからである。

一九二〇年、宮沢は、東京帝国大学法学部政治学科に入学する。このとき、当時、憲法を担当していた上杉が外国に出張していたので、宮沢は、臨時に憲法を担当した美濃部の講義を聴く。宮沢によれば、もし上杉の講義を聴いていたら、「わたしが後で憲法を専攻する気になつていかどうか」疑問であり、美濃部の講義から「当時支配的だった神権

主義的な考え方に對する科学的な批判精神を教えられ、それに引きつけられ、たので、憲法を選択した。憲法學が「神學の侍女」ないし「國家の下男」であつた時代に、「その憲法學を一生の仕事にしようという氣」にしたのは、講義でかいま見た美濃部の「科学的な批判精神」であつたといふのである。

一九二三年法學部を卒業した宮沢は、助手として研究室に残り、二五年に助教授となる。それは、美濃部の推薦によるものであつたが、上杉はこれに強く反對し、教授会の投票では、辛うじて三分の二の賛成で助教授昇任が決まつた。助教授となつた宮沢は、三〇年、フランス・ドイツ・アメリカに留學し、三二年に帰國する。この間、二九年には上杉が亡くなり、上杉の憲法第一講座は美濃部の担当するところとなつており、宮沢は、歸國の翌年から、美濃部の憲法第二講座を担当することになる。そして、三四年一月には教授となり、その春に定年退官した美濃部に代わつて、憲法第一講座を担当することになる。それは、天皇機關說事件のちようど一年前であつた。

宮沢は、美濃部の「科学的な批判精神」を受け継ぐのであるが、その精神から、穗積・上杉の傳統學說を「神學的」として批判するのみならず、美濃部說をも「形而上學的」として批判したのである。三四年、當時、大學一年生であつた丸山眞男は、宮沢の初講義を聴く。丸山によれば、その開講の辭で、宮沢は、大要、次のように話した。

憲法學は、神學的段階、形而上學的段階、實証的段階を経て發展してきている。穗積・上杉の憲法學は神學的段階、美濃部の憲法學は形而上學的段階である。美濃部憲法學は、神がかりでなく、一層科學的になつてゐるが、現實の明治憲法以上にそれをデモクラティックに解釈しようとしている。その意図はよく分かるが、しかし、科學的態度とはいえない。憲法が非民主的だつたら、そのまま、非民主的なものとして認識しなければいけない。實際以上に民主的に解釈するのは、科學的でないだけでなく、現實の憲法を美化し、その非民主性を隱蔽するイデオロギー的機能を果たす。これが美濃部憲法學が形而上學段階にとどまつてゐるゆえんで、いまや第三の實証的段階によりやく到達した。

このように美濃部を批判する前提には、法学という精神活動を「解釈」（実践的な意欲の作用）と「科学」（客観的な認識の作用）とに峻別する宮沢の学問観があつた。美濃部説は、両者を区別せず、非民主的な明治憲法を民主的に解釈することが当該憲法の客観的な認識であると考えている点で「形而上学的」であるとされたのである。宮沢の悲劇は、右の立場から美濃部説を根底から批判し、新たな憲法学を打ち立てようとしたまさにそのとき、天皇機関説が起り、科学学説として大いに問題があると考えていた美濃部説を学問的立場から批判することが政治的な意味をもつことになり、したがって、その批判を裡に秘めつつ、美濃部説を擁護せざるを得なくなつたことである。かくして、宮沢は、科学学説としては未熟なものと考えていた美濃部説の骨格をなす国家法人説について、これを「地動説」のようなものであるとし、国家がそれを禁止したからといって、天体の運行になんら変化がもたらされるものでもないのと同じように、美濃部説を国禁にしても、国家の性格になんら変化を生ずることもないとして、天皇機関説を禁じた政府の態度を、「学問的立場」から厳しく批判したのである。

しかしながら、天皇機関説を国禁とし、国内の自由主義的な反対勢力の声を封じた政府は、戦時体制を整え、一路、戦争へと突き進んでいくなかで、宮沢に代表される科学的・批判的憲法学は、自由な発言の機会を奪われてしまふ。そして、戦争中、多かれ少なかれ沈黙を守らざるをえなくなつてしまつたのである。⁽²³⁾

一四 憲法解釈学の新たな展開——芦部信喜が目指したもの

芦部信喜（一九二三—一九九九）は、一九四三年一〇月東京帝国大学法学部政治学科に入学するが、二ヶ月後には、学徒動員により現役兵として入隊を余儀なくされる。その間、大学では短縮授業があり、このとき、芦部は、宮沢から

入門講義（「法律序説」）を受けている。芦部が宮沢の憲法講義を聴くのは、敗戦後、復員し、大学に復学した一九四六年秋からであり、帝国議会における憲法改正案（新憲法）の審議が終盤を迎えていたときであった。このとき、宮沢は、貴族院議員として改正案の審議に加わっており、多忙を極めていたこともあり、休講が多く、そのために、講義は翌四七年の二月末まで断続的に開かれた。講義では、新たに制定された日本国憲法の概要の説明がなされ、芦部は、この講義を通じて憲法への関心を強め、一九四九年卒業と同時に、宮沢のもとで助手となり研究生活に入る。芦部は、憲法学を選んだ動機について、大要、次のように述べている。

それは、迷った末の選択であった。正直言って、どうしても憲法でなければならぬ、というわけでもなかった。ただ、①憲法は、法と政治の両方の面にかかわり、その中間にあつて、あまり六法全書の頁を繰って細かな解釈にかかわらわなくてもよいような気がしたこと、②四六年三月六日に発表された「憲法改正草案要綱」に接した時に何とも言えない驚きと感動を覚えたこと、③『法律新報』七二五号（四六年四・五合併号）の巻頭に掲載された美濃部の「憲法改正の基本問題」に感銘を受けたこと、④宮沢の憲法講義を聴きながら美濃部の「新憲法逐条解説」（『法律時報』四六年一月〜四七年二月）を丹念に読み、期末試験を受けたこと、一言でいえば、⑤学徒出陣の苦い経験と戦後に学んだ新しい平和憲法への一種のあこがれのようなものが、憲法を選んだ大きな動機であった。

芦部は、五二年には助教となり、国法学講座を担当する。そして、五九年から二年間、アメリカに留学し、六三年教授となり、七〇年からは憲法第二講座、八二年からは憲法第一講座を担当し、八四年に定年を迎えている。

芦部は、国法学の講義を通じて、戦前、ドイツの憲法学が、なぜ、ワイマール憲法を破壊したナチスの権力の前に無力であったのかを問い、憲法を破壊する政治権力に抵抗しうる実質的憲法論を構築する必要があると考えるようになる。そして、ハーバード・ロー・スクールに留学し、そこで体験した、具体的な訴訟のなかで憲法論を組み立て、訴訟に勝

つための実践的な技術と法理の構築から、日本の憲法学も大いに学ぶべきものがあると考え、帰国してからは、司法研修所で憲法訴訟のセミナーを開きながら、これまでのような実務から遊離した憲法論ではなくて、実践的な憲法論を模索し、憲法訴訟論を開拓するのである。それは、宮沢が「解釈学は科学ではない実践的意欲の作用だ」として第二義的な価値しか置かなかつた憲法解釈学に新たな息吹を吹き込むものであつた。⁽²⁴⁾

むすびに代えて

むすびにあたって、一言しておきたいことがある。それは、明治以来、法曹養成のみを目的とした機関から、民法・刑法や手続法などの研究者はともかく、憲法学者は、必ずしも十分に育たなかつたということである。教育と研究を分離する体制をとるにしろ（法科大学と大学院）、統合した体制をとるにしろ（法学部）、明治以来、隣接諸科学の広汎な基礎のうえに、法学としての憲法学がはじめて開花することができたのである。いま、法曹養成機関としての日本型ロースクールなるものが設置されようとしている。明治一〇年代、司法省法学校・東京大学法学部でもなければ、もとより五大法律学校でもなく、もっぱら東京大学文学部から黎明期の憲法学を担う人材の輩出したことが改めて想起されるべきである。また、ここで主として取り上げた東大系の憲法学者についても見ても、憲法の専攻者は、その大半が政治学科から輩出していることは注目されよう。

もちろん、芦部のハーバード・ロー・スクール体験が日本の憲法学に一つの転機をもたらしたことは確かである。しかし、日本型ロー・スクールから、憲法に関心をもち、憲法学を志す若者が育つのかどうか、また、どのようにして育ててゆくのか。現在のところ、期待と不安とが相半ばしている。そもそも、憲法は長い立憲主義の歴史のうえに開花し、

道徳的価値や法および政治・経済・社会等の複合した重層構造をなすものであるがゆえに、憲法を学ぶには、法学のみならず歴史・哲学・政治学・経済学・社会学等に関する幅広い知識が要求される。ロー・スクールという実務法曹養成の制度のなかで、広い学問的な視野をもち、数世紀にわたる学問的成果を批判的に継承し、新たな成果を生み出しうる憲法学者をどのようにして輩出させてゆくのか。現在、日本型ロー・スクールの制度設計にかかわっている憲法学者に課せられた責任は重大である。

注

(1) 一八七七年の東京大学法学部の教科編成は次のとおりであった。第一年級―英文学、論理学、心理学、欧米史学、和文学、漢文学、フランス語 第二年級―日本刑法沿革、日本現行法律、英吉利法律(法律大意、不動産法、結約法、刑法)、フランス語 第三年級―日本古代法律、日本現行法律(擬律)、英吉利法律(証拠法、衡平法、訴訟法、治罪法、私犯法)、英吉利国憲、フランス語 第四年級―日本古代法律、日本現行法律(弁明)、支那法律要領(唐律、明律、清律)、英吉利法律(海法)、フランス法律要領(民法)、列国交際法(公法、私法)、法論。東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史』一八七―一九頁(一九八六年) 参照。

(2) 司法省法学校の前身は、明法寮であった。明法寮は、一八七一年(明治四年)年、法律実務の専門家を養成する機関として司法省に設けられ、幕府の洋学所の伝統を引き継ぐ当時の南校から優秀な生徒を引き抜いて、フランス式の法曹教育を始めた。七二年にはブスケが、そして翌七三年には、ポアソナードを迎え、フランス語による本格的な法学教育が開始された。この明法寮は、七五年に廃止され、これに代わって、司法省法学校(予科・本科)を設け、法律実務を担う法律家の養成に乗り出すことになる。

(3) 一八七六年における本科の教育課程は次の通りであった。第一年(本科下級)―不動産法、動産法、結約法律、刑法、仏蘭西法、国憲(但し選択科目) 第二年(本科中級)―証拠法、訴訟法(民事・刑事)、衡平法、海事訴訟法、法律討論演

- 習、仏蘭西法、羅馬法律（但し選択科目）第三年（本科上級）―前二年間踐修スル総科目ノ復習、列国交際法、列国國際公法、列国國際私法、法律討論演習、法論、拿破命法律要旨。東京大学百年史編集委員会編・前出注（一）一四頁参照。
- （4）高梨公之『五大法律学校物語①』⑧『法学セミナー』一九七五年六月―一九七六年一月号、法政大学史資料委員会編『法学の夜明けと法政大学』（一九九三年）、専修大学編『専修大学百年史 上巻』（一九八一年）、明治大学百年史編集委員会編『明治大学百年史 第三巻 通史編Ⅰ』（一九九二年）、早稲田大学史編集所編『早稲田大学百年史 第一巻』（一九八一年）、中央大学七十年史編纂所編『中央大学七十年史』（一九五五年）等参照。
- （5）一八八一年における東京大学文学部政治学及理財学科の科目編成は次の通りであった。第一等級―和文学、漢文学及作文、史学、英文学及作文、論理学、法学通論、ドイツ語 第二等級―史学（史論）、和文学、漢文学及作文、英文学（文学史、作文及批評）、ドイツ語 第三等級―政治学（政治学、行政学、日本古今法制）、理財学（理財学、日本財政論）、国際公法、和文学、漢文学及作文、ドイツ語 第四等級―政治学（行政学、日本古今法制）、理財学（理財学、日本財政論）。東京大学百年史編集委員会編・前出注（一）二九―三〇頁参照。
- （6）本項については、末岡精一『比較国法学』（一九九九年）、ラートゲン講述（李家隆介・山崎哲三訳述）『政治学 一名国法学』上・中・下巻（一九九二年）、刑部莊『国法学の内容について』東京帝国大学編『東京帝国大学学術大観 法学部・経済学部』（一九四二年）所収、加藤伯伝記編纂委員会編『加藤高明 上巻』（一九二二年）、南原繁他著『小野塚喜平次…人と業績』（一九六三年）、小谷澄之他編『嘉納治五郎伝』（一九八八年）
- （7）合川については、家永三郎編著『日本憲法学の源流 合川正道の思想と著作』（一九八〇年）、田中誠二他『一橋法学の七十五年』『一橋論叢』第二四巻四号（一九五〇年）、一橋大学編『Hirosabashi in Pictures』（一九五〇年）等参照。
- （8）高田については、高田早苗述『薄田貞敬編』『半峰昔ばなし』（一九二七年）、同述（広瀬順皓監修）『高田早苗氏談話速記（他）』（一九九九年）、関直彦『七十七年の回顧』（一九三三年）、早稲田大学創立七十五周年記念出版社会科学部部門編集委員会編『近代日本の社会科学と早稲田大学』（一九五七年）（以下、「早大編『社会科学』」と略記）等参照。
- （9）本項については、長尾龍一『日本法思想史研究』（一九八一年）（以下、「長尾『思想史研究』」と略記）、R.H.マイニア（佐藤幸治他訳）『西洋法思想の継受』（一九七一年）、家永三郎『日本近代憲法思想研究』（一九六七年）（以下、「家永『思想研究』」と略記）、鈴木安藏『日本憲法史研究』（一九七五年）（以下、「鈴木『学史研究』」と略記）、長谷川正安『日本憲法

- 学の系譜』(一九九三年)、松本蒸治「大学時代の諸先生の思い出」『書齋の窓』二二六九号(一九七七年十一月)等参照。
- (10) 本項については、斎藤正二(解説)有賀長雄と『社会学史』の意義、有賀長雄『社会学史』(一九七七年)所収、大塚三七『明治維新と独逸思想』(一九七七年)、早大『社会科学』、家永『思想研究』、鈴木『学史研究』等参照。
- (11) 本項については、長谷川正安「上杉慎吉 潮見俊隆他編『日本の法学者』(一九七五年)所収、鈴木安蔵『憲法学三十年』(一九六七年)、田中惣五郎『吉野作造・日本のデモクラシーの使徒』(一九五八年)、海野晋吉(潮見俊隆編)『ある弁護士の歩み』(一九六八年)、長尾『思想史研究』等参照。
- (12) 本項については、河井弥八編『一木先生回顧録』(一九五四年)、鈴木馬左翁伝記編纂会編『鈴木馬左』(一九六一年)、美濃部達吉『退官雑筆』『議会政治の検討』(一九三四年)、織田萬『法と人』(一九四三年)、鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』(一九三四年)等参照。
- (13) 本項については、家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』(一九六四年)、奥平康弘『美濃部達吉』潮見他編『日本の法学者』所収、鶴飼信成『憲法における象徴と代表』(一九七〇年)、F.O.Miller, *Minobe Tatsukichi: Interpreter of Constitutionalism in Japan* [1965]、江木翼君傳記編纂会『江木翼傳』(一九三九年)、美濃部亮吉『苦悶するデモクラシー』(一九五九年)、清宮四郎『美濃部憲法と官沢憲法』長谷川正安編『憲法学説史』(一九七八年)所収等参照。
- (14) 本項については、清水澄博士論文・資料集刊行会編『清水澄博士論文・資料集』(一九八三年)、小幡西吉傳記刊行会編著『小幡西吉』(一九五七年)、鈴木『学史研究』等参照。
- (15) 日本評論社編『日本の法学』(一九五〇年)(以下「日評『日本の法学』」と略記)、宮沢俊義(小林直樹との対談)「明治憲法から新憲法へ」毎日新聞社編『昭和思想史への証言』(一九六八年)所収、賀屋興宣『私の履歴書』日本経済新聞社編『私の履歴書』第一九集(一九六三年)所収、丸山真男・福田欽一編『聞き書き』南原繁回顧録(一九八九年)、長尾『思想史研究』等参照。
- (16) 本項中、井上・織田・市村については、京都帝国大学編『京都帝国大学史』(一九四三年)、京都大学編『京都大学七十年史』(一九六七年)、京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史 総説編』(一九九八年)、坂野正高・織田萬『潮見他編『日本の法学者』』所収、織田『法と人』、末川博『彼の歩んだ道』(一九六五年)、家永『思想研究』、鈴木『学史研究』、日評『日本の法学』等参照。

- (17) 佐々木については、阿部照哉「佐々木惣一先生について」佐々木惣一〔大石眞編〕『憲政時論Ⅰ』(一九九八年)所収、盛秀雄「佐々木惣一博士の憲法学・帝國憲法論から日本国憲法論へ」(一九七八年)、田畑忍編『佐々木憲法学の研究』(一九七五年)、針生誠吉「佐々木惣一」潮見他編『日本の法学者』所収、磯崎辰五郎「佐々木惣一——人と学問」長谷川編『憲法学説史』所収、鈴木「憲法学三十年」等参照。
- (18) 佐藤については、東北大学編『東北大学五十年史』(一九六〇年)、村教三「在学中の思い出」東北大学法文学部略史編纂委員会編『東北大学法文学部略史』(一九五三年)所収、日評『日本の法学』等参照。
- (19) 本項については、大久保利謙『日本の大学』(一九九七年)、九州大学編『九州大学五十年史 学術史下巻』(一九六七年)、九州大学法学部「自由の学燈をにかけて——九州大学法学部六十年のあゆみ」(一九八四年)、京城大学創立五十周年記念誌編集委員会編『紺碧遙かに』(一九七四年)等参照。
- (20) 副島・中野については、中村吉三郎「副島義一 天皇機関説の系譜」、佐藤立夫「中野登美雄 統帥権独立の確立」(いずれも、早大『社会科学』所収)、家永「思想史研究」、鈴木『学史研究』等参照。
- (21) 浅井については、慶応義塾『慶應義塾百年史』(上・中〔前・後〕・下巻)(一九五八、六八年)参照。
- (22) 中島・田畑については、上田勝美他編『平和と人権への情熱・田畑忍その人と学問』(一九七六年)、上田勝美「田畑憲法学の特質」長谷川『学説史』所収、同志社編『同志社五十年史』(一九三〇年)、同志社々々史料編集所編『同志社九十年史』(一九六五年)、関西学院編『関西学院百年史 通史編Ⅰ』(一九九七年)等参照。
- (23) 本項については、拙著「宮沢俊義の憲法学的研究」(二〇〇〇年)参照。
- (24) 本項については、さしあたり拙稿「芦部憲法講義ノート拾遺」『法学教室』二三八号(二〇〇〇年七月)以下参照。

※ 本稿は、横田耕一教授との共編著「ブリッジブック憲法」(信山社・近刊)用に執筆した「日本憲法学を築いた人々」の草稿をもとにしている。草稿が長文になったこと、共編著では編集の都合上、参考文献等の注記を一切省略せざるをえなかったこと等から、草稿そのものではあるが、中村睦男先生の最終講義・業績の紹介等もなされている号であり、先生から受けた長年にわたる学恩・厚誼に感謝申し上げる意味で公表することにした。諸般の事情により、上記共編著と重複することについて、読者各位の御宥恕を乞う次第である。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 52 No. 3 (2001)

SUMMARY OF CONTENTS

The various aspects of the constitutional theories from the view point of the development of lectures on constitutional law in Japanese universities since Meiji-era

Katsutoshi TAKAMI*

The development of studies of the modern constitution and constitutionalism in Japan connected closely to the installation of the lectures on the general principle of state laws and the Constitution of Japan in universities since Meiji-era. Therefore, by depicting clearly profiles of persons to have taken charge of those lectures, the breadth and depth of the studies of constitutional law in this country can be set in the trace. Thinking in this way, I composed this paper in following:

Introduction

- I) The first scholar of modern constitutional law — Seichi SUEOKA (1855-1894)
- II) The scholars having taught constitutional law at private schools in the early stages
 - (1) Masamichi AIKAWA (1869-1894)
 - (2) Sanae TAKADA (1860-1938)
- III) The first interpreter in charge of the Japanese Constitutional Law
— Yatsuka HOZUMI (1860-1912)
- IV) An early critic of HOZUMI's constitutional interpretation

* professor, Hokkaido University

- Nagao ARUGA (1860-1912)
- V) The expectations and the anxieties to succeeding to the learning of HOZUMI
— Sinkichi UESUGI (1878-1929)
- VI) The constitutional scholar having come from the bureaucrat who surpassed the theory of HOZUMI — Kitokuro ICHIKI (1867-1944)
- VII) The savant having established the modern constitutional theory in Japan
— Tatsukichi MINOBE (1873-1948)
- VIII) The scholar having died for the Meiji constitutional polity
— Toru SIMUZU (1868-1947)
- IX) The scholar having kept an etiquette at the GOD ROAD
— Katsuhiko KAKEHI (1872-1961)
- X) The scholars having taken and learned constitutional or public law lectures in Kyoto Imperial University
- (1) Mitsu INOUE (1867-1916)
 - (2) Yorozu ODA (1868-1945)
 - (3) The character of studies of INOUE & ODA
 - (4) Mitsue ICHIMURA (1875-1928)
 - (5) Sohichi SASAKI (1878-1965)
 - (6) Ushijiro SATO (1877-1940)
- XI) Modernization of the university system in 1918 and the expansion of lectures on constitutional law
- XII) The masterly scholars of the constitutional law learning in private universities
- (1) Owls in the forest of Waseda
— Giichi SOHEJIMA (1866-1947) & Tomio NAKANO (1891-1946)
 - (2) The polar star shining the hill-top of Mita — Kiyoshi ASAHI (1895-1979)
 - (3) Remarkable savants in Kyoto
— Sigeru NAKAJIMA (1888-1946) & Sinobu TABATA (1902-1944)
- XIII) The glory and misery of scientific theory of constitutional law in war time Japan — Toshiyoshi MIYAZAWA (1899-1976)
- XIV) A new trend of the constitutional interpretation in post war era
— Nobuyoshi ASHIBE (1923-1999)

Tentative Conclusion